

児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

千葉市長 熊谷俊人

#### 千葉市規則第58号

児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則（平成27年千葉市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「別表第1に掲げる額」を「零」に改め、同項第2号中「別表第2」を「別表」に改め、同条第2項第1号中「別表第1に掲げる額」を「零」に改め、同項第2号中「別表第2」を「別表」に改め、同条第3項中「別表第1に掲げる額」を「零」に改め、同条第4項第1号中「別表第1に掲げる額を限度として市長が別に定める額」を「零」に改め、同項第2号中「別表第2」を「別表」に改め、同条第5項中「別表第2」を「別表」に改める。

第3条及び第4条中「別表第2」を「別表」に改める。

第5条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項第1号中「別表第1に掲げる額」を「零」に改め、同項第2号中「別表第2」を「別表」に改め、同条第2項第1号中「別表第1に掲げる額」を「零」に改め、同項第2号中「別表第2」を「別表」に改め、同条第3項中「別表第1に掲げる額」を「零」に改める。

第6条及び第8条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。  
附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項の見出しを削り、同項を附則第2項とする。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

別表第1を削る。

別表第2中「3, 320円」、「3, 260円」、「5, 280円」、

「5, 190円」、「8, 930円」、「8, 780円」、「12, 570円」、「12, 360円」、「17, 600円」、「17, 300円」、「19, 310円」、「18, 980円」、「21, 020円」、「20, 660円」、「22, 730円」、「22, 340円」、「24, 680円」、「24, 260円」、「26, 410円」、「25, 960円」、「28, 140円」、「27, 660円」、「31, 030円」、「30, 500円」、「32, 600円」、「32, 050円」、「34, 180円」、「33, 600円」、「35, 770円」及び「35, 160円」を「0円」に改め、同表備考第5項中「第4条第2項」を「第4条第1項第2号」に改め、同表備考第6項中「第4条第3項」を「第4条第1項第2号」に改め、「及び」の次に「令第4条第2項の」を加え、同表備考第7項中「第4条第2項第8号」を「第15条の3第2項第2号」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表備考第8項中「第14条第1号ロ」を「第13条第2項各号」に、「負担額算定基準小学校就学前子ども」を「負担額算定基準子ども」に改め、同項第1号中「令第14条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子ども」を「負担額算定基準子どものうち最年長者」に改め、同項第2号中「第14条第1号ロ又はハ」を「第13条第1項第1号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「第14条第2号ハ」を「第13条第1項第2号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同表備考第9項中「特定被監護者等」の次に「（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。）」を加え、「負担額算定基準額」を「市町村民税所得割合算額」に改め、同項第1号中「第14条の2第1項第1号」を「第14条第1号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「第14条の2第1項第2号」を「第14条第2号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同表備考第10項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「要保護者等」を「特定教育・保育給付認定保護者（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）」

に、「負担額算定基準額」を「市町村民税所得割合算額」に改め、同表備考第11項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「要保護者等」を「特定教育・保育給付認定保護者」に改め、同表を別表とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則の規定は、令和元年10月分以後の保育料について適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。